

# 長野県地域防災計画

## 原子力災害対策編

令和5年度修正

## 新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
<p data-bbox="331 209 763 236">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="136 279 371 303">1 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="152 312 965 371">なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <u>令和5年11月1日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p data-bbox="1229 209 1662 236">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="1039 279 1274 303">1 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="1055 312 1868 371">なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <u>令和4年7月6日</u>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p data-bbox="1906 312 1995 336">時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;"><b>第8節 緊急輸送活動</b></p> <p><b>1 緊急輸送活動</b></p> <p>(1) 緊急輸送体制の確立</p> <p>イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(危機管理部)</p> <table border="1" data-bbox="203 408 960 651"> <thead> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング要員 各種資機材</td> <td>(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊	避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊	<p style="text-align: center;"><b>第8節 緊急輸送活動</b></p> <p><b>1 緊急輸送活動</b></p> <p>(1) 緊急輸送体制の確立</p> <p>イ 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(危機管理部)</p> <table border="1" data-bbox="1099 408 1859 651"> <thead> <tr> <th>輸送内容</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリング要員 各種資機材</td> <td>(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> <tr> <td>避難住民等</td> <td>(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊	避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊	<p>修正理由・備考</p> <p>文言の修正</p>
輸送内容	関係機関													
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊													
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊													
輸送内容	関係機関													
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊													
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊													

新	旧	修正理由・備考																
<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="161 306 958 481"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和5年11月1日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p style="text-align: center;">第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等</p> <p>3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1" data-bbox="1061 306 1859 481"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300 ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000 ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（<a href="#">令和4年7月6日</a>）」より）</p>	対 象	放射性ヨウ素	飲料水	300 ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品		野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム	<p>時点修正</p>
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	
対 象	放射性ヨウ素																	
飲料水	300 ベクレル/キログラム																	
牛乳・乳製品																		
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム																	